

石垣市財務規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

平成28年3月30日

石垣市長

中山義隆

石垣市財務規則の一部を改正する規則

石垣市財務規則（昭和58年石垣市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第104条第1項中「1.0分の6から1.0分の9.44までの範囲」を「1.0分の6以上」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。